

白井市障害者計画等策定委員会平成27年度第7回会議 会議要録

1. **開催日時** 平成27年5月11日（月） 午後2時00分より
2. **開催場所** 保健福祉センター 2階 研修室
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、吉武委員、高柳委員、亀山委員、上野委員、黒澤委員、松本委員、福岡委員、中村委員、堀切委員、梨本委員、宮沢委員
4. **欠席者** 1名（鶴岡委員）
5. **事務局** 岡本課長、日野
6. **傍聴者** 0名
7. **議題**

- ①「第6回策定委員会 会議要録」について
- ②第4期障害福祉計画について
- ③障害者計画の策定スケジュールについて
- ④障害者計画の目標像等について
- ⑤「障害」の表記について
- ⑥その他

8. 資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成26年度第6回会議 会議要録（資料1）
- ② 白井市第4期障害福祉計画（資料2）
- ③ 障害者計画策定スケジュール（資料3）
- ④ 新障害者計画(書)構成案、第1章、第3章（資料4）
- ⑤ 「障害」の表記に関する検討結果について【障がい者制度改革推進会議資料】（資料5）

9. 議事

◇開会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・職員紹介および配付資料の確認

◇第6回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕おかげさまで皆さんから頂いた意見をできる限り反映させて、第4期障害福祉計画が策定されました。今後はぜひPDCAサイクルを実施し、障がいのある方にとって良い方向に向かうようにお手伝いさせていただきたいと思います。本日は今年度の第1回の会議でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1)「第6回策定委員会 会議要録」について

- ・ 事務局より資料1の説明があった。(委員長のあいさつ部分を修正)

委員長 ただ今事務局より前回の会議要録について説明いただきました。なにかございましたらお願いします。意見がないようですのでこれで情報公開するということがよろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 ありがとうございます。続きまして、議題2に移りたいと思います。

(2) 第4期障害福祉計画について

事務局は、資料2「第4期障害福祉計画」における前回会議からの修正箇所について説明した。

事務局 補足です。ただ今数値についても細かく説明申し上げましたが、前回と比べて大きく変わった点は9ページからの概括の部分です。一つにまとめて論述する形ではなく、訪問系や日中活動系などサービスのカテゴリーごとに概括を入れました。あとは文言や数値等の細かな修正です。

委員長 ただ今の事務局からの説明について、ご確認事項やご意見等がございましたらご発言願います。

委員 地域活動支援センターについて、相変わらず1のままにしているのはひっかかりますが、今度の障害者計画で書き込んでもらいたいと思います。

事務局 はい、わかりました。

委員長 既に計画が動いているということですので、障害福祉計画に関するご意見等についてはこの計画の進捗状況をご報告いただく際に、時間を取っていただけるとと思いますので、そのなかでご意見をいただくということと、今回策定する障害者計画には改めて皆さんの意見を反映するというので、議題2については終了とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 ありがとうございます。それでは議題3について事務局より説明をお願いしたいと思います。

(3) 障害者計画の策定スケジュールについて

事務局は、資料3について説明をした。

委員長 事務局より説明頂きました。恐らく次の議題の中で新たに作った計画とこれから作る計画との関連性や目的などについて分かりやすく事務局から説明があると思います。それについてのご説明なしにスケジュールだけをお示しいただ

いた状態ではご意見をいただくのはなかなか難しいかなと思いますので、もしよろしければ次の議題に移らせていただいて、この委員会がどのようなことをしなくてはならないのかということ踏まえてスケジュールについてご意見等があれば、その時に頂くということでもよろしいでしょうか。

委員 このスケジュールを見ていると、本日は「計画の内容 基本理念・目標」を議論するとあり、次回の会議でも同じ内容を議論するとあります。そして、8月にいきなり素案を検討することになっています。基本計画の中身を議論する機会はどこにもないのではないのでしょうか。理念と目標だけ議論してればよいということではないはずです。実施計画の方では、一例を挙げると市内への事業者の参入促進のための施策が9項目ほどあります。これは計画の具体的な内容で施策に関わってくることです。そこの部分についてこちらが検討も提案も何もしないのであれば、障害者を対象とした事業は利益が少なく運営が大変ですし、よほどでない限り参入してくる事業者はいないでしょう。このことを検討することは非常に大事なことだと思いますので、議論する機会がないのは困ります。

事務局 ご意見ありがとうございます。スケジュールの中では5月と6月で基本理念と目標を議論することとなっていますが、今委員からご指摘いただいたように、細かな記述の内容を検討していただくというのは非常に大事なことだと考えています。可能であれば6月に具体的な内容についてお示しさせていただいて、8月辺りではどのような内容でパブコメに臨むかを踏まえて素案を検討していただく予定です。その後パブコメで頂いたご意見を策定委員会にて議論させていただきお時間をいただきまして、最終的には11月までにはパブコメに対する対応も含めて障害者計画の内容について十分検討していただけるような時間を取らせていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員 理解できません。素案が市から示されてそれに対して委員が議論するという形式も一つだとは思いますが、私たちの方でこうした方が良いという意見はどこで出せばよいのでしょうか。

事務局 全体を通してご意見をいただくのももちろん構いませんが、お気づきになった時点でご意見をいただいた部分については十分検討させていただきたいと思えます。まずはこちらから素案を示させていただいて、表現等についてご意見があればその都度検討させていただき形を採りたいと思えます。

委員長 そうすると次回はある程度素案に近い形でお示しいただいて検討するということになるのでしょうか。

事務局 次回でどこまでまとめられるかというのはありますが、なるべく努力をしていきたいと思っています。例えば委員長名でこういったことを載せてほしいという要望を出すということであれば、次回や8月の会で検討する時間は取れると

思います。

委員 実施計画にあたる障害福祉計画の方では、サービスに関連した施策が少なくとも8個は書いてあったが、それをどう出すかということについては委員長の名前で出さないとだめなのですか。それはある意味、市の責任で施策を作らない限り、ただ書いたに過ぎないということですか。

事務局 それについては今後市からお示しさせていただいて、表現等を含めご審議いただければと思います。

委員 それは、6月の会議でお示しいただけるということなのですか。結局それはお金が絡むことであるし、全体の問題もあるので、簡単には審議の中で結論は出ないと思いますが、基本理念のところばかり2回もやっていたらすぐパブコメになってしまう。6月にはぜひ出してもらわないと困ります。

事務局 パブコメに出したからと言って修正できないというわけではなく、むしろ修正を加えるためにご意見をいただくものです。来月でいわゆる素案の部分がすべて出せるかどうかという部分はありますが、それについてまとめたものを6月、8月で順次出していければと思っています。これらをご議論いただいて皆さんからご意見をいただき、またパブコメのご意見も踏まえた上で計画書の記述を決定していければと思っています。

委員長 障害福祉計画は、「努めていく」という表現が多いため、恐らく消化不良なところが背景にあるのかなと思います。行政の方でもこういう取り組みをしているということ併せてご報告をいただきながら、各委員の方々からご意見をいただければと思います。ご意見いただきました委員の方、よろしいでしょうか。

委員 はい。6月を楽しみにしております。

委員長 では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(4) 障害者計画の目標像等について

事務局は、資料4について説明をした。

事務局 障害福祉計画と障害者計画について補足の説明をさせていただきます。議題4の5ページに【参考】として根拠法と主な内容について載せております。今回策定する障害者計画は、障害福祉施策だけではなく、市として障がいのある方へどのような施策を立てるかについての方向性を示すものでもあります。策定した障害福祉計画については、各福祉サービスの供給量の推計やその見込みの量を確保するための方策について検討を重ねてきたところがございます。今回障害者計画策定にあたりましては、社会福祉課だけでは賅えない部分もありますので、関係課に協力をいただきながら、市全体で障害者福祉施策をどう考えていけたらいいかを検討するため、委員会も立ち上げました。こちらで出た意見等もまとめていけたらと思います。

委員長 ただ今事務局より障害福祉計画と障害者計画について説明がありました。これ

についてご意見はありますか。

委員 新たな計画を策定するにあたっては、現行の障害者計画のスタイルをほぼ踏襲するのか、それとも全く違ったものにするのでしょうか。

事務局 先ほどの説明では漏れていましたが、現在、現行計画見直しのために関係各課に検証をしていただき、取りまとめをしているところでございます。どの部分を踏襲すべきかについては検討しますが、基本的な部分については現行計画を踏襲する形であると思います。

委員 わかりました。この計画期間は自治体によって任意だと思うのですが、国から最低限こういうものを作りなさいという基準があると思いますし、前回もあったと思います。そうした具体的な指示や通達にはどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

事務局 確かに障害者計画につきましては、市町村で計画期間に違いがあります。県では障害福祉計画も障害者計画もどちらも3年の計画期間で策定されています。障害福祉計画の計画期間については全国の市町村で3年間と統一されているので国も通達等を出しやすいと思うのですが、障害福祉計画においては、昨年まででそうしたものを見つけることはできませんでした。しかし、策定にあたって国が何もしていないということはないと思いますので、お時間頂きまして確認したいと思います。

委員 前回の計画策定から10年も経っているので、障がいのある人を取り巻く状況等は変化している。新しい動きに対応した生きた計画をつくってほしいと思います。もう一点は、「障害」の表記について、「害」が漢字の場合とひらいてあるものとで混在しており、後で国の見解を説明して下さると思うが、市として信念を持ってやってもらいたいということです。

事務局 ありがとうございます。先ほどご指摘の国の通達の件についてコンサルからご説明差し上げたいと思いますが、その前に障害の「害」と「がい」の併記についてお話しします。今回配付した資料5によれば、国も平成22年の時点では、漢字表記かかな表記かで決めかねているという部分もありました。しかし当該資料の12ページにもありますように、障害のある方のご意見は非常に重要であるので、配慮すべきと書かれてありますので、そのようにしたいと考えています。この表記については、本委員会で議論し、そこでの決定は現在策定中の市の総合計画でも尊重する、つまり市の意見として反映するという事で考えております。ではコンサルから計画の件について説明をお願いします。

コンサル 先ほど委員がご指摘になった通り、当然ながら国としての考え方というのはあります。障害福祉計画は障害者自立支援法（現：総合支援法）で導入された比較的新しい計画ですが、障害者計画は国連の影響を受けてつくられたものです。国の通知の詳細については、次回までに、事務局とともに探してご提示したい

と思いますが、いずれにせよ国としての望ましい在り方というのは、昭和の時代に示されています。内容を大まかにご紹介しますと、障害のある人に関する生活のすべての分野、例えば、啓発・広報や教育・療育、医療・健康、あるいは生涯学習のようなスポーツ、レクリエーション、文化活動などいくつかの分野が示してあって、分野ごとに望ましい内容について示されています。逆に言えば、このように示されているので、その後国としての考えは基本的には示していませんが、間接的に示しているものはあります。それが、国が定める障害者基本計画と、それとセットで示されていた重点施策実施5カ年計画です。

委員 わかりました。そうした通達があるのであれば、市としては従わなくてはならないと思いますが、市としてできることとできないことを峻別し、できない場合は理由を明示してそう言えるようにした方が良いと思います。次回、国や県の考えが示されたものを見せていただければ、こちらも計画についてよりよく理解ができると思うので、よろしく願いいたします。

委員長 障害者基本法の前回の改正というのは、共に生きるという部分では、理念的に大分深まっていると思います。コンサルの方がお話しのように、国の基本計画が変わるわけですから、都道府県・市町村に対して一定の指針的なものは示しているはずですのでお示しいただければと思います。他に何かご意見はございますか。

委員 国からは昔よりは情報が提供されてきていますが、ここまでの10年間の変化について、当事者としてはどのようにお感じなのでしょう。

委員長 もし差支えなければ、当事者の方や関係機関の方でどなたかご意見いただければと思います。

委員 在宅で暮らしやすいようなサービスが充実してきています。今までは親がすべてになっていた部分も、少しはサービスでみてもらえるようにはなっています。

委員 精神の方で申し上げますと、10年前は知られることを恐れて家族だけで抱え込んでいて、家族会にも接近を躊躇する傾向が強くありましたが、徐々にこうした面は和らいできています。とはいえ、まだまだ家族だけで抱えているという実情にあまり大きな変化はありません。また、昨年「第2ぼけっと」が新設されましたように、障害者を支援する組織ができつつあります。ただ残念ながら依然として、そうした組織を利用しているのはほんの一部で、大部分の人は部屋にこもりがちであり、社会参加という観点から見ればまだまだといわざるを得ません。障害について話ができる雰囲気は徐々にできつつあるかなといったところです。あと一つは、専門家ではないので詳しいことは分からないのですが、精神の障害者、とりわけ鬱を患っている方が非常に増えているということです。精神障害の代表といえば統合失調症ですが、統合失調症は、古今東西ほとんど10%ぐらいの発生率ですので、鬱が激増して

いるという印象を持っています。なのでそういった人たちも視野に入れた対策というものが求められていると思います。

委員長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

委員 30歳40歳ではじめて福祉サービスを使用する方であるとなかなかサービスに
適応できない等の問題が生じる場合もあります。そういった意味ではなかなかサービスにつながっていない方もいます。福祉サービスの情報にアクセスできる方には充実したサービスが提供されていますが、なかなか自分から出ていけないような方は、生活が変わっていないということもあります。

委員 そこは課題ですね。

委員 そうですね。

委員 知的障害者の場合は、10年前だと福祉作業所が1か所だけだったのですが、
今は生活介護事業所が2か所ありますので、市外まで行かなくても近いところで通えています。その人に合ったサービスを提供してもらえる形にはなっていると思います。

委員 当事者の声ではないですが、3障害と一括りにされることによって、精神の場合は、
良い面もあったけれども、やはり特徴があるので事業者側にとっては非常に苦しい運営となっている状況です。3障害を一括りにして同じような制度で対応していくというのは、実情を踏まえて制度をつくっているのかと疑問に思います。

委員長 ありがとうございます。理念的に3障害として考えるということは意味がある
と思われませんが、具体的な個々のことについてすべてを同じ扱いで考えるというのは、やはり難しいのかなと思います。先ほどこの計画が10年計画であるというお話がありましたが、今の当事者の方や関係機関の方々がお感じになっていることを踏まえて、基本理念や目標等が決まっていくのではないかと思います。それ以外に何かございますか。

委員 計画の基本目標3「快適で人にやさしいまちづくりの推進」について、「誰もが
快適な暮らしを送れるよう、『人にやさしいまちづくり』を進めます」という説明に違和感があります。

事務局 今回3つの基本目標を立てましたが、現在策定中の「第5次総合計画」の将来
像が「ときめきと緑あふれる快活都市」を予定しており、部門計画である障害者計画においても、総合計画の将来像を反映した形で目指すべき目標や基本目標を作った次第です。内容についてはお示ししたものが決定ということではなく、委員の皆さまからご意見をいただき反映したいと考えております。

委員 3つの基本目標は「～できるよう…していく」という形式をとっていると思う
のですが、基本目標3に関しては「快適で人にやさしいまちづくりの推進」とうたっている中で「誰もが快適な暮らしを送れるよう、『人にやさしいまちづくり』を進めます」という説明は少し違うのではないかと思います。

- 事務局 承知しました。検討したいと思います。
- 委員 今回の計画で重要なのは前回の計画策定時以降に作られた制度や法律をどう組み込んでいくかだと思います。虐待防止法や障害者優先調達推進法などは国の方針としてつくられたわけですが、それを白井市は市として守っていくのか否かというところは当然反映されるべきものと考えてよろしいのでしょうか。
- 事務局 はい。当然法律に基づいて市はどのように考えていくのかということについては触れていきますので、それも含めてどのような表現にしていくかは皆さんからのご意見をいただきながら検討していきたいと思います。
- 委員 基本計画なので施策も出てくるとはありますが、その中に、法律等に対する市の考えに基づいた施策がなければおかしいですね。全く無視をするということはないわけですね。
- 事務局 どういった施策がどれだけできるかについてはなかなか難しいと思いますが、できることはやっています。法律等は無視するという考えはございません。
- 委員長 新しい法律ができていますから、市としてどうしていくかということは基本理念の中に当然盛り込まれるという理解でよろしいのでしょうか。
- 事務局 基本理念に限定してではなく、計画のどこかで触れていくべきところだと思っています。
- 委員長 新しい法律ができたのは、障害者基本法の理念が大きく変わったということですから、今回の計画の理念もある程度は変わるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。
- 事務局 新しい法律や総合計画の将来像等を踏まえてお示ししているが、当然これで決定というわけではないので、ご意見を基に再度検討はしていく考えです。
- 委員長 よろしいでしょうか。では次の議題に移ります。

(5)「障害」の表記について

事務局は、資料5について説明をした。

- 事務局 補足させていただきます。第4期障害福祉計画を策定する中では総合計画に合わせる形で「害」を一部ひらく形を採らせていただきました。配付資料にもありますように、国の方では結論が出ず、漢字表記のままということになっていますが、当事者の方のお気持ちに配慮するようにもありますので、今回改めて当事者及び関係機関・団体の皆さまにご意見をおうかがいしたいと考えております。来月の会議までにご意見をまとめていただき、本委員会でも検討していきたいと考えております。
- 委員長 可能であれば、各団体で意見を集約していただき、お寄せ頂ければと思います。現在市の総合計画では「害」の字のみひらがなにしているのですか。
- 事務局 はい。一時期、「害」が良くない印象を与えるということで国でもひらがなで表記

しており、市でもそれを採用していました。しかし、申し訳ないことではあります。その際に当事者の方のご意見をうかがってはいないようです。今回は総合計画と策定期間が重なったこともあり、総合計画での表記は本委員会の決定を尊重するという話に話がまとまっております。

委員長 ありがとうございます。それでは皆さま次回までによろしくお願い申し上げます。2章では全て平仮名なのですね。

事務局 はい、様々な表記が混在している状況で申し訳ございません。今後、皆様にご検討いただいたのち、修正させていただきます。

委員 第1章の5ページについてですが、地域福祉計画には良い内容が書いてあるので、委員の方に配付できないでしょうか。

事務局 地域福祉計画は来年までの計画期間なので、見直しの準備に入っているところです。どの程度残部があるか確認して送付いたします。進捗状況等についても確認し、お示しできるものについてはそうしたいと思います。

委員長 では地域福祉計画については、次回、可能な限りお示しいただくということで。それ以外に何かありますか。

委員 お示しいただいた資料で「その人らしい」という文言がありますが、これは医療の現場など様々な場面で使用されていると感じています。私も高齢者の方などと接するときに、「自分らしい」とはどういうことかわからない」という声を耳にします。障害のある方にとって「自分らしい」とはどういうことなのでしょう。概念だけが走ってしまっている感じがして、言葉の整理がしたいのです。

委員長 確におっしゃるとおりですね。「自立」という言葉についても同様のことが言えると思います。「自分らしく」ということを当事者がどう捉えているかは、次回以降でもご意見いただければ、計画策定の議論が非常に有意義なものになると思います。

委員 私たちは自分がこうしたいということを自分で決めることができると思いますが、障害があり、支援が必要な状態だと、その人の思いではなく支援者側や親の都合も入ってきて幅が狭まってしまいます。「その人らしい」ということは、なるべくその人の人格的な自立を言うのかなと思います。その人の生活に寄り添えるような支援が求められている時代なのだと感じております。ここにいらっしゃる委員の方でもそうした支援をしていらっしゃる方がいます。

委員 それは素晴らしいですね。

委員 それに関連することなのですが、3章の5ページの基本的視点では説明文に主語がありません。「めざす」のは誰なのか明記してほしいです。

事務局 ご指摘いただきました表現については検討したいと思います。

委員長 それでは以上で本委員会を閉会したいと思います。

(6) その他

事務局 次回のご指摘いただきました事項を検討するための資料をお示しいたしたく思います。会議日程は6月15日(月)になりますのでよろしくお願い致します。

◇ 閉 会

- ・事務局より閉会が宣言された。

以上